

法定後見制度

法定後見制度には、判断能力に応じた3つの制度があります。

補助

判断能力が
不十分な方

保佐

判断能力が著し
く不十分な方

後見

ほとんど判断能
力のない方

申立は本人、配偶者、四親等以内の親族等が申立できます。

裁判所



審問
鑑定
審判

必要に応じて家事審判官が直接事情を尋ねます。
本人の判断能力について鑑定をすることがあります。
さまざまな事を考慮し、類型・支援内容等が決まります。

補助人

申立時に選択した特定法律行為を代わって行います。申立時に選択した重要な法律行為に同意したり取り消したりします。本人を見守ります。

保佐人

申立時に選択した特定法律行為を代わって行います。申立時に選択した重要な法律行為に同意したり取り消したりします。本人を見守ります。

後見人

日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わってしたり、必要に応じて取り消します